平成２２年（フ）第１９０３８号
東京都葛飾区東金町５丁目11―７―305
債務者　西澤　泰子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鐘ヶ江洋祐
4　破産債権の届出期間　平成22年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月７日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９３７１号
東京都墨田区京島２丁目17―１
債務者　大竹　晴夫
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅津　有紀
4　破産債権の届出期間　平成22年12月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９３９１号
埼玉県川越市大字寺尾368―９
債務者　松本　忠吉
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑村　竹則
4　破産債権の届出期間　平成22年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月７日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９５３１号
東京都狛江市岩戸北３丁目10―15
債務者　寺川　　弦
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　惠美
4　破産債権の届出期間　平成22年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月７日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１０１号
埼玉県新座市栄５丁目３―38　市川荘Ｂ―３
債務者　佐久真　浩
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　伸夫
4　破産債権の届出期間　平成22年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第９５７号
大阪府和泉市富秋町１丁目３番29号
債務者　檜垣万里子（旧姓西尾）
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９６３号
大阪府貝塚市近木1524番地６サンライズＭ貝塚―1203号
債務者　山中　光広
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９６７号
大阪府岸和田市田治米町250番地府営住宅６棟401号
債務者　水間　健二
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９７０号
大阪府泉大津市田中町６番１―1002号
債務者　山口　静子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９７１号
大阪府泉佐野市春日町４番20号
債務者　鱠谷　卓治
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９７４号
大阪府岸和田市春木旭町36―32、住民票上の住所大阪府岸和田市箕土路町２丁目７番28―106号
債務者　松阪　秀和
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９７７号
大阪府泉大津市東助松町２丁目８番５号
債務者　西村　英樹
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９７８号
大阪府岸和田市額原町592番地事業団住宅４棟203号
債務者　阿南　英一
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９７９号
大阪府岸和田市額原町592番地事業団住宅４棟203号
債務者　阿南せつ子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９８８号
大阪府泉佐野市鶴原1812番地の３水野荘305号
債務者　和田　　功
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９８９号
大阪府泉佐野市鶴原1812番地の３水野荘305号
債務者　和田　晴美
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係